

議案第5号 資料2

川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜について

基本的な考え方

- (1) 障害のある幼児及び生徒の学びの場を用意する。
- (2) 志願資格を確認し、該当する幼児及び生徒を全て受け入れる。
- (3) 障害のある幼児及び生徒が自宅に近い特別支援学校に受け入れられるようにする。

川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱の概要

	学校名	田島支援学校高等部・中央支援学校高等部	中央支援学校高等部分教室	田島支援学校高等部		聾学校幼稚部	聾学校高等部	
	教育部門	【知的障害教育部門】		【肢体不自由教育部門】	【訪問教育部門】	【聴覚障害教育部門】		
	主要要綱の項目	要綱の内容（一部抜粋）						
一 次 募 集	前期選抜	1 志願資格	知的発達の遅滞の程度が、次の①又は②のいずれかに該当する者 ①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度の者（他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。） ②知的発達の遅滞の程度が①に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者（他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度の知的障害等がある者（療育手帳B2を取得できる程度の者） ・集団学習が可能（健康面・生活面で常時の配慮を必要としないこと。）であり、将来、企業等への就労を希望する者 ・自力で通学が可能な者 	肢体不自由の状態の程度が、次の①又は②のいずれかに該当する者 ①肢体不自由の状態が補装具の使用によっても、歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者 ②肢体不自由の状態が①に掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者	重度の知的障害者、重度の肢体不自由者又は慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続し、医療又は生活規制を必要とする程度の者で、通学することが困難であると認められ、在宅等での教育を受けることが可能な者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた者 ・両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者 ・原則として、自力で通学が可能な者
		2 募集地域	田島 指定地域：川崎区・幸区 調整地域：中原区 中央 指定地域：中原区・高津区 宮前区・多摩区 （中央療育センターの入所者を含む。） 調整地域：麻生区	川崎市全域	川崎区・幸区の一部 （JR横須賀線の線路を境に多摩川側の地域）	原則として川崎市全域		
		資料1「川崎市域の特別支援学校所在図」						資料1「神奈川県内の公立聾学校の所在図」
	3 募集人数	教育長が別に定める。						
	4 志願相談	志願を予定している特別支援学校で受ける。						
	1 1 選抜方法	選抜において志願者数が募集人数を上回った場合は、抽選を実施して合格者を決定	選抜結果により合格者を決定					
後期選抜	1 志願資格	前期選抜を受検した者のうち入学が決まらなかった者						
	2 募集地域	川崎市全域						
	3 募集人数	前期選抜の合格通知発送日以降に教育長が別に定める。						